

通達甲（交．免本．管）第12号

平成6年4月28日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

委託仮免許事務処理要綱の制定について

このたび、別添のとおり、委託仮免許事務処理要綱を制定し、平成6年5月10日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、制定の趣旨及び要点は、次のとおりである。

記

第1 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、仮運転免許に係る事務を法人に委託することができると定められたことに伴い、新たに要綱を制定し、法人に委託する仮運転免許に係る事務（以下「委託仮免許事務」という。）の円滑かつ適正な推進を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

- 1 委託仮免許事務の連絡調整責任者を運転免許本部免許管理課長、実施責任者を府中運転免許試験場、鮫洲運転免許試験場及び江東運転免許試験場の免許課長並びに島部警察署次長とした。
- 2 委託仮免許事務の範囲を定めた。
- 3 委託仮免許事務の実施方法を定めた。

別添

委託仮免許事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、委託仮免許事務の円滑かつ適正な推進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

委託仮免許事務については、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 委託仮免許事務 仮運転免許に係る事務のうち、法人である指定自動車教習所に委託して当該指定自動車教習所の所定の教習を受けている者を対象に行われる次のものをいう。
 - (1) 運転免許事務処理要綱（平成29年6月1日通達甲（交. 免本. 管）第5号）別記様式第4の「仮運転免許申請書」及び施行規則別記様式第12の2の「質問票」の受理に関すること。
 - (2) 仮運転免許試験の実施（合否の判定を除く。）に関すること。
 - (3) 学科試験問題及び答案用紙の保守管理に関すること。
 - (4) 仮運転免許証の交付に関すること。
- 2 委託機関 委託仮免許事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人のうち、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）から事務の委託を受けた指定自動車教習所をいう。

第4 委託仮免許事務の実施体制

1 委託仮免許事務の連絡調整責任者

運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）は、委託仮免許事務の円滑な運営を図るため、免許管理課長を連絡調整責任者とし、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 委託仮免許事務実施結果の総括に関すること。
- (3) その他委託仮免許事務の運営について必要な事項

2 委託仮免許事務の実施責任者

府中運転免許試験場長、鮫洲運転免許試験場長及び江東運転免許試験場長（以下「試験場

長」という。)並びに管轄する区域内に委託機関がある島部警察署長(以下「島部署長」という。)は、委託仮免許事務を適正に実施するため、免許課長及び島部警察署次長を実施責任者とし、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 委託機関に対する指導監督に関すること。
- (2) その他委託仮免許事務の実施について必要な事項

第5 委託仮免許事務の実施方法

試験場長及び島部署長は、次により委託機関の管理者に委託仮免許事務を行わせるものとする。

1 申請の受理

- (1) 委託機関の所定の教習を受け、施行規則第34条第3項の修了検定に合格した者から仮運転免許申請書(施行規則第17条第2項第9号に規定する写真を貼付したもの)及び質問票の提出を受けること。
- (2) 本籍(外国人にあっては、国籍等)の記載のある住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合は、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類)の提示を受けること。ただし、受けようとする運転免許の種類と異なる種類の運転免許を現に受けている者については、当該運転免許証の提示を受けること。

2 試験の実施

(1) 適性試験

適性試験は、視力、色彩識別能力、深視力、聴力及び運動能力について行い、実施結果を仮運転免許申請書に記載すること。

(2) 学科試験

学科試験は、免許本部長から貸与された仮運転免許試験問題を使用すること。

3 仮運転免許試験の合否判定

仮運転免許試験実施の都度、実施責任者に次に掲げるものを提出し、仮運転免許試験の合否の判定を受けること。

- (1) 仮運転免許申請書
- (2) 仮運転免許学科試験答案用紙
- (3) 施行規則別記様式第19の6の「修了証明書」

4 仮運転免許証の交付

実施責任者から仮運転免許証を受領し、仮運転免許試験に合格した者に交付すること。

第6 実施結果報告

- 1 試験場長及び島部署長は、委託機関の管理者に毎月の委託仮免許事務の実施結果を報告させるものとする。
- 2 試験場長及び島部署長は、毎月の実施結果を別記様式の「委託仮免許事務実施結果通知書」により免許本部長（免許管理課経由）に通知するものとする。

別記様式

通知（ ）第 号

年 月 日

運転免許本部長 殿

長

委託仮免許事務実施結果通知書（ 月分）

実施日	仮免許試験 受験者数	仮免許証 作成交付数	実施日	仮免許試験 受験者数	仮免許証 作成交付数
1			17		
2			18		
3			19		
4			20		
5			21		
6			22		
7			23		
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16			合計		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。